

## 性教育の充実を求める意見書

わが国において、昨今のICTおよびSNS上における暴力的な性表現及び性の商品化が氾濫しており、サイバー空間性暴力と定義されている。サイバー空間性暴力の蔓延等により、女性や子どもたち、若年層の児童生徒らが、性犯罪、性的虐待、性的搾取、デートDV、望まない妊娠、性感染症、あるいは人工妊娠中絶等の被害に遭っており、その被害が増加してきていることから、大きな社会課題となっている。これらの課題は、コロナ禍という国家的有事の今、DVや虐待、性暴力が世界的に約30%増加している事実からも、早急に解決が求められるものである。

このような状況の中、本市においては、2013年に国連UN Womenのセーフシティーズ・グローバル・イニシアティブに参加表明し、公的空間における女性や子どもへの暴力のない安全安心なまちづくりを実施し、5年間で、強制性交・強制わいせつ等の性犯罪が半減している。また、内閣府においても今年度から令和4年度までの3年間で性犯罪・性暴力対策の集中強化期間と定め、各方面からの施策を講じている。

すでに文科省は、学習指導要領において性教育の重要性を示しており、発達段階に応じた性教育を学校教育全体で取り組むべき課題としている。児童生徒や若年層の人々が、性暴力の加害者にも被害者にもならないために、氾濫する性情報に感化されない「性」についての知識や自らの健全な心身を守る方法を学習する必要があると考える。「性」は、生物学的、社会的・文化的、また人格の尊厳という3つの側面を持つが、いずれも人間として、自分の性、また他者の性を人権と同様に大切にすることを理解しておく必要がある。また性暴力の被害が、女性や子どもたちが大半であることから、ジェンダーの視点をしっかりとらせた性教育を、男女、LGBTQ+の人々など、性の多様性を包摂した上で行うことが求められる。学校教育における「性教育」については、以上のような観点から、子どもたちを取り巻く性情報や性被害の実態に対応できるように、下記の点に留意して学習指導要領の見直しと充実を図ることを要望する。

### 記

1. とくに妊娠、出産、あるいは避妊について、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念と合わせて学べるようカリキュラムを策定すること。
2. また成人についても、性教育及び啓発が必要である。あたりまえの健全で安全な社会の構築のためにも、生涯学習の場や家庭、地域、職場における性教育・啓発を行うこと。
3. 「性教育」と同時に人権教育、防犯教育も併せて行うことが必要である。これらを総合的に実施できるよう、年齢に応じた「性教育」のテキストの作成やカリキュラムの策定を行うなど具体的に性教育の充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月26日

堺市議会

内閣総理大臣  
総務大臣  
文部科学大臣

各宛